

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 568 445 613">名 称</th><th data-bbox="445 568 770 613">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 613 445 669">[略]</td><td data-bbox="445 613 770 669"></td></tr><tr><td data-bbox="145 669 445 1099">岩手県国民健康保険審査会</td><td data-bbox="445 669 770 1099">国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（<u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法の規定による徴収金（<u>拠出金を除く。</u>）に関する処分に対する不服の審査に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="145 1099 445 1771">岩手県後期高齢者医療審査会</td><td data-bbox="445 1099 770 1771">高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（<u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="145 1771 445 1816">[略]</td><td data-bbox="445 1771 770 1816"></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（ <u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法の規定による徴収金（ <u>拠出金を除く。</u> ）に関する処分に対する不服の審査に関する事。	岩手県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（ <u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。	[略]		<p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 568 1131 613">名 称</th><th data-bbox="1131 568 1457 613">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 613 1131 669">[略]</td><td data-bbox="1131 613 1457 669"></td></tr><tr><td data-bbox="831 669 1131 1099">岩手県国民健康保険審査会</td><td data-bbox="1131 669 1457 1099">国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（<u>同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="831 1099 1131 1771">岩手県後期高齢者医療審査会</td><td data-bbox="1131 1099 1457 1771">高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（<u>同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。</u>）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。</td></tr><tr><td data-bbox="831 1771 1131 1816">[略]</td><td data-bbox="1131 1771 1457 1816"></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（ <u>同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事。	岩手県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（ <u>同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。	[略]	
名 称	所掌事務																				
[略]																					
岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（ <u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法の規定による徴収金（ <u>拠出金を除く。</u> ）に関する処分に対する不服の審査に関する事。																				
岩手県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（ <u>被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。																				
[略]																					
名 称	所掌事務																				
[略]																					
岩手県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（ <u>同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事。																				
岩手県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（ <u>同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。</u> ）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事。																				
[略]																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																					

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。